

監視・影響調査専門調査会運営規則の一部改正について（案）

平成 22 年 9 月 14 日
監視・影響調査専門調査会

監視・影響調査専門調査会運営規則（平成 16 年 10 月 20 日監視・影響調査専門調査会決定）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 5 条から第 7 条までを一条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の一条を加える。

（会議の公開）

第 5 条 調査会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議を保障する静謐な環境の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における審議秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

附則

この決定は、第 44 回の調査会から適用するものとする。

監視・影響調査専門調査会運営規則新旧対照表

改正案	現行
<u>(会議の公開)</u> 第5条 調査会の会議は公開とする。 ただし、会長は、公開することにより 公平かつ中立な審議を保障する静謐な 環境の維持に支障を及ぼすおそれがあ ると認めるときその他正当な理由があ ると認めるときは、会議を非公開とす ることができる。 2 会長は、会議における審議秩序の 維持のため、傍聴人の退場を命ずるな ど必要な措置をとることができる。 (議事要旨) 第6条 会長は、調査会の終了後、速 やかに、当該調査会の議事要旨を作 成し、これを公表する。 (議事録) 第7条 会長は、当該調査会の議事録 を作成し、調査会に諮った上で、一 定期間を経過した後にこれを公表す る。 (会長代理) 第8条 会長に事故があるときは、あ らかじめ会長の指名する調査会委員 が、その職務を代理する。 (雑則) 第9条 この規則に定めるもののほ か、調査会に関し必要な事項は、会長 が定める。	<u>(新設)</u> (議事要旨) 第5条 会長は、調査会の終了後、速 やかに、当該調査会の議事要旨を作 成し、これを公表する。 (議事録) 第6条 会長は、当該調査会の議事録 を作成し、調査会に諮った上で、一 定期間を経過した後にこれを公表す る。 (会長代理) 第7条 会長に事故があるときは、あ らかじめ会長の指名する調査会委員 が、その職務を代理する。 (雑則) 第8条 この規則に定めるもののほ か、調査会に関し必要な事項は、会長 が定める。

監視・影響調査専門調査会運営規則（案）

〔平成16年10月20日〕
監視・影響調査専門調査会
一部改正 平成21年7月13日
一部改正 平成22年9月14日

（調査会の運営）

第1条 監視・影響調査専門調査会（以下「調査会」という。）の議事の手続その他調査会の運営に関しては、法令及び男女共同参画会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

（調査会の招集）

第2条 調査会は、会長が招集する。

（委員の欠席）

第3条 調査会に属する議員又は専門委員（以下「調査会委員」という。）が調査会を欠席する場合は、代理人を調査会に出席させ、又は他の調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 調査会を欠席する調査会委員は、会長を通じて、当該調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第4条 調査会は、会長が出席し、かつ、調査会委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。ただし、会長は、調査会の議題等により必要があると認めるときは、調査会委員の過半数が出席しない場合であっても、調査会を開くことができる。

2 議事は、出席した調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。ただし、前項ただし書きにより開かれた調査会においては、議決することはできない。

（会議の公開）

第5条 調査会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議を保障する静謐な環境の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における審議秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事要旨)

第 6 条 会長は、調査会の終了後、速やかに、当該調査会の議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第 7 条 会長は、当該調査会の議事録を作成し、調査会に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

(会長代理)

第 8 条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する調査会委員が、その職務を代理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、会長が定める。